

寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 寝屋川市みんなのまち基本条例（平成19年寝屋川市条例第24号。以下「条例」という。）第26条の規定により、条例の内容について検証するに当たり、条例が寝屋川市にふさわしいものであり続けているか等について意見・情報を交換するため、寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例の内容について、自由に意見を交換するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうち、市長が委嘱するものなるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 公募による市民
- (4) 寝屋川市職員

2 前項第1号に掲げる委員は、委員として、条例の内容について自由に意見を述べるほか、その専門的知識をもってアドバイスを行うものとする。

3 委員の任期は、委嘱のあった日の属する年度の末日までとする。

4 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれら定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(資料の提出等の要求)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

((仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会設置要綱の廃止)

2 ((仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会設置要綱(平成16年6月24日制定)は、廃止する。